

議案第7号

令和3年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度さくら市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和3年度から 令和4年度まで	2,316千円
水道メーター購入	令和3年度から 令和4年度まで	15,064千円

令和3年11月30日提出

さくら市長 花塚 隆志

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益
3-次亜塩素酸ナトリウム購入	2,316	-	-	令和3年度から令和4年度まで	2,316	2,316
3-水道メーター購入	15,064	-	-	令和3年度から令和4年度まで	15,064	15,064